

広島県保険医協会 F A X 情報

2024年2月6日発行：広島県保険医協会

2024年4月以降も紙レセプトで保険請求を継続するために

2月29日までに基金本部と広島県国保連合会の両方に届出が必要です！！

厚生労働省は医療機関の請求方法を原則オンライン請求のみにすることを目指しており、オンライン請求未実施の医療機関が現在の方法を継続するには猶予届出書等の提出が必要です。特に紙レセプトで保険請求を行っている医療機関は、**2024年2月29日（木）**までに届出書等を提出しなければオンライン請求に移行するとみなされます。

提出先は社会保険診療報酬支払基金本部と広島県国民健康保険団体連合会の両方です。現在、紙レセプトで請求されている医療機関には基金本部、広島県国保連合会から届出書等が郵送されるようですので、書類をご確認の上、早めに届出を行ってください。

（届出の対象）

現在、紙レセプトで保険請求している全ての医療機関が対象です。

（届出の内容）

届出の様式（様式第2号 書面による請求に係る猶予届出書）は同じですが、医療機関の状況によって届出内容が異なります。

①レセコンを使用していない医療機関…レセコンを使用していないこと。

②レセコンを使用しているが「高齢」を理由に届出済（※）の医療機関

…医療機関に従事する全ての常勤の保険医が高齢であること。

※電子請求が義務化された2010～2011年に届出が求められ、当時において「65歳以上」であることが届出の要件でした。

（必要な添付書類）

・「レセコンを使用していない医療機関」で届出を行う場合は不要です。

・「高齢」で届出を行う場合は、①常勤医師等の生年月日が確認できる書類（例：医師免許の写しなど）、

②常勤医師等の構成が確認できる書類（例：保険医療機関・保険薬局指定申請書の写しなど）が必要です。

（届出先）

社会保険診療報酬支払基金本部

〒105-0004

東京都港区新橋2丁目1番3号

社会保険診療報酬支払基金本部 事業統括部事業サポート課

広島県国民健康保険団体連合会

〒730-8503

広島市中区東白島町19番49号 国保会館

広島県国民健康保険団体連合会 審査管理課